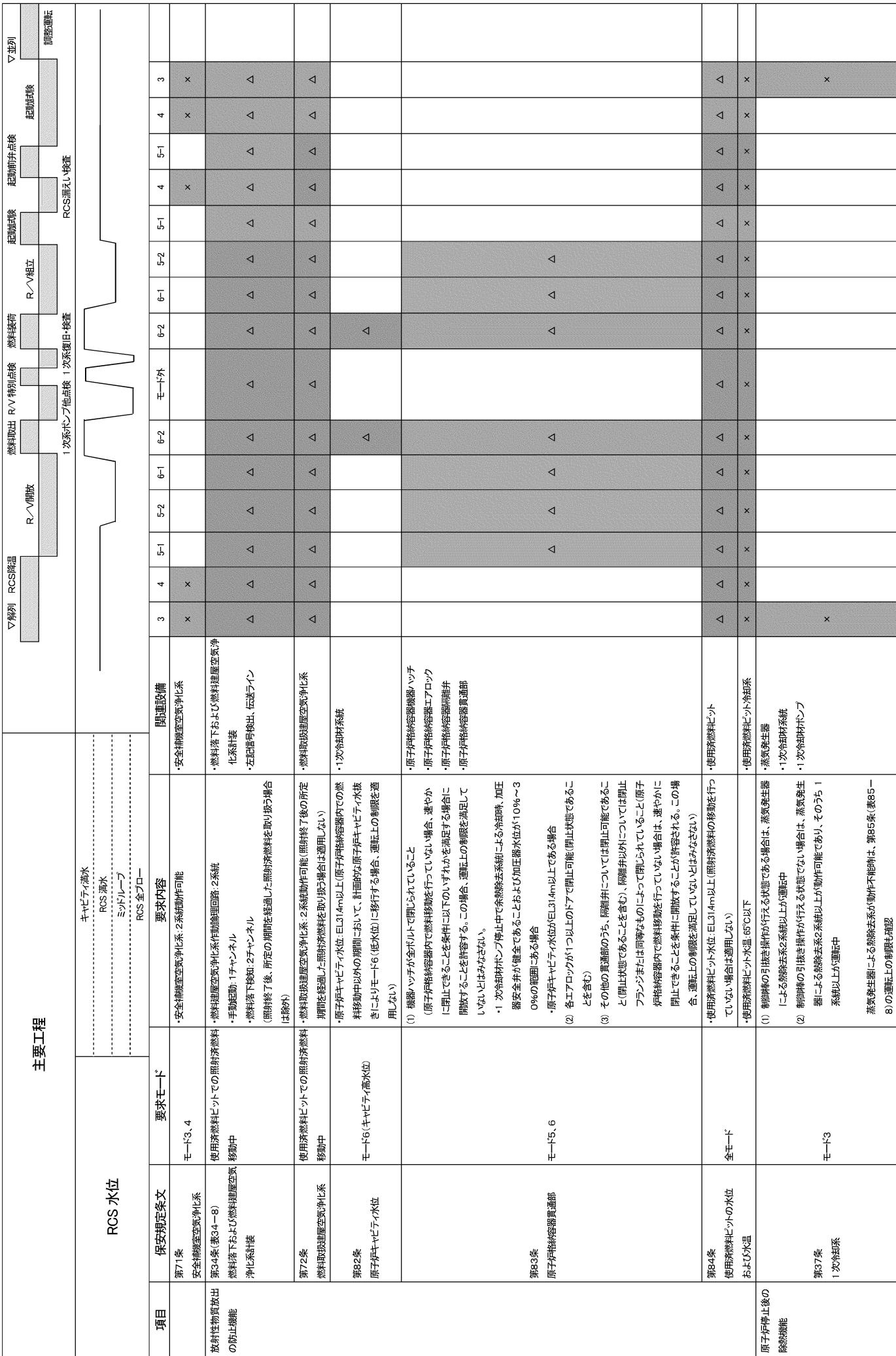


別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程			起動前点検												起動試験			燃料装荷			ア並列	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	間連試験			燃料取出			R/V特別点検			燃料装荷			起動試験			起動前点検			ア並列
第38条 1次冷却系	モード4	モード4	・余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上で動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材ポンプ	×	・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材ポンプ	・R/V組立	・R/V開放	△解列	RCS除温	RCV開放	RCV停止	RCV停止	RCV開放	RCV停止	RCV開放	RCV停止	RCV開放	RCV停止	RCV開放	RCV停止	
第39条 1次冷却系	モード5-1 (1次冷却系満水)	モード5-1 (1次冷却系満水)	(1) 余熱除去系が動作可能または運転中に※ 他の余熱除去系が動作可能または運転中に※ 水位(差圧)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を確認することを許容 ※: 計画的モード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(差圧)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を確認することを許容	・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材ポンプ																		
第40条 1次冷却系	モード5-2 (1次冷却系満水)	モード5-2 (1次冷却系満水)	余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 余熱除去系が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行った場合は2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行な場合は、abcの全てを満足させることを条件に15分以内全ての余熱除去系ポンプを停止することを許容 a. 心臓出力温度が飽和温度より56°C以下下回るよう維持されていること b. 1次冷却材中のチラ素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながらる操作が行われていないこと	・余熱除去系 ・1次冷却材ポンプ																		
第41条 1次冷却系	モード6-2 (キャビティ高水位)	モード6-2 (キャビティ高水位)	余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 (1) 余熱除去系が運転中に1次冷却材中のまう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去系ポンプを停止することを許容 (2) 1次冷却材温度、65°C以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系 ・1次冷却材ポンプ																		

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程			要求モード												△並列		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容			間連試験			燃料取出 R/V特別点検			起動試験			起動前点検		
第42条 1次冷却系	モード6-1 (キャビティ底水位)	モード3「原子炉起動時」モード3 から主蒸気安全弁機能検査完了まで(除)	(1) 余熱除去系2系統動作可能あり、そのうち1系統以上運転中キャビティ底水位を下げる場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) (2) 1次冷却材温度 65°C以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も適用。	・余熱除去系系統 ・1次冷却材系統	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	△
第61条 主蒸気安全弁	モード3	モード3「原子炉起動時」モード3 から主蒸気安全弁機能検査完了まで(除)	・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能 原子炉出力25%以下: 2個	・主蒸気安全弁	×											△	
第62条 主蒸気隔離弁	モード3	モード3	・主蒸気隔離弁が閉止可能(閉止状態にある場合は、適用しない) 開止可能(閉止または手動弁で隔離され状態にある場合は、適用しない)	・主蒸気隔離弁 ・主給水制御弁および主給水バイパス制御弁 ・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△											△	
第63条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード3	モード3	・主給水隔離弁: 手動での開放ができること 主蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合	・主蒸気速がし弁 ・主給水隔離弁	×	△										△	
第64条 主蒸気速がし弁	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)	主蒸気速がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認 の制限も確認	・電動補助給水ポンプによる2系統おなじタービン動力補助給水ポンプ による系統動作可能(タービン動力補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない)	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動力補助給水ポンプ	×									△		
第65条 補助給水系	モード3	モード4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)	補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	・電動補助給水ポンプによる1系統しか動作可能 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ	△									△		
第66条 復水タンク	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のため使用している場合)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のため使用している場合)	復水タンク水量(有効水量) 50m ³ 以上 復水タンク水量(有効水量) 有効水量を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	・復水タンク △	△	△									△		

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS降温														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容			間連試験			燃料取出 R/V特別点検			起動試験			起動前点検		
原子炉冷却材	モード3 (1次冷却材圧力が6390MPa ^{(a)超} (原子炉起動時のモード3(1次冷却圧力が4.8Mpa ^{(a)超} を超過した時点から、全ての出口弁が全開となるまでの間は余))	(1) ほう素濃度(まづ酸水素、圧力が制限値内 ・蓄圧タックルまづ酸水素濃度: 2800ppm以上 ・蓄圧タックルまづ酸水素量(有効水量): 29.0m ³ 以上 (2) 蓄圧タックル出口弁全開 蓄圧タックルが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認)	*蓄圧タンク *蓄圧タンク出口弁			△											
第51条 蓄圧タンク	モード3	(1) 高圧注入系 2系統動作可能 (2) 低圧注入系 2系統動作可能	*高圧注入系 *低圧注入系														
第52条 非常用新開心冷却系	モード3	高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運動上の制限も確認 低圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運動上の制限も確認	*高圧注入系 *低圧注入系														
第53条 非常用新開心冷却系	モード4	(1) 高圧注入系または低圧注入系、1系統以上動作可能 (2) 低圧注入系、1系統以上動作可能(余熱除去ポンプを用いて余熱除去を行つている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみなさない) 高圧注入系が動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)の運動上の制限も確認 充てん系が動作不能時は第85条(表85-4)の運動上の制限も確認 低圧注入系が動作不能時は第85条(表85-4)の運動上の制限も確認	*高圧注入系 *低圧注入系 *充てん系 *低圧注入系														
第54条 燃料取替用水タンク	モード3、4	*燃料取替用水タンク(最高温度: 2800ppm以上 ・燃料取替用水タンクまづ酸水素量(有効水量): 1000m ³ 以上 燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-1-4)の運転上の制限も確認	*燃料取替用水タンク														
原子炉冷却材圧力パワウンタリ機能	モード3	通常の1次冷却系の加熱、冷却時 (原子炉起動、原子炉停止、異常時 ・1次冷却材の温度・圧力および安全注入逆上 ・1次冷却材温度変化率 ^{(a)超} が10°C/h以下 [*] 并漏えい検査のための昇温、降溫操作開始から終了まで)	*1次冷却材圧力 *1次冷却材温度・圧力の制限範囲内 *1次冷却材温度変化率(原子炉容器): 55°C/h以下 [*] *1次冷却材温度変化率(加压器): 55°C/h以下 [*] *1次冷却材温度変化率(加压器)冷却率: 10°C/h以下 [*] ※: 暫時の制限値逸脱時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。														

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

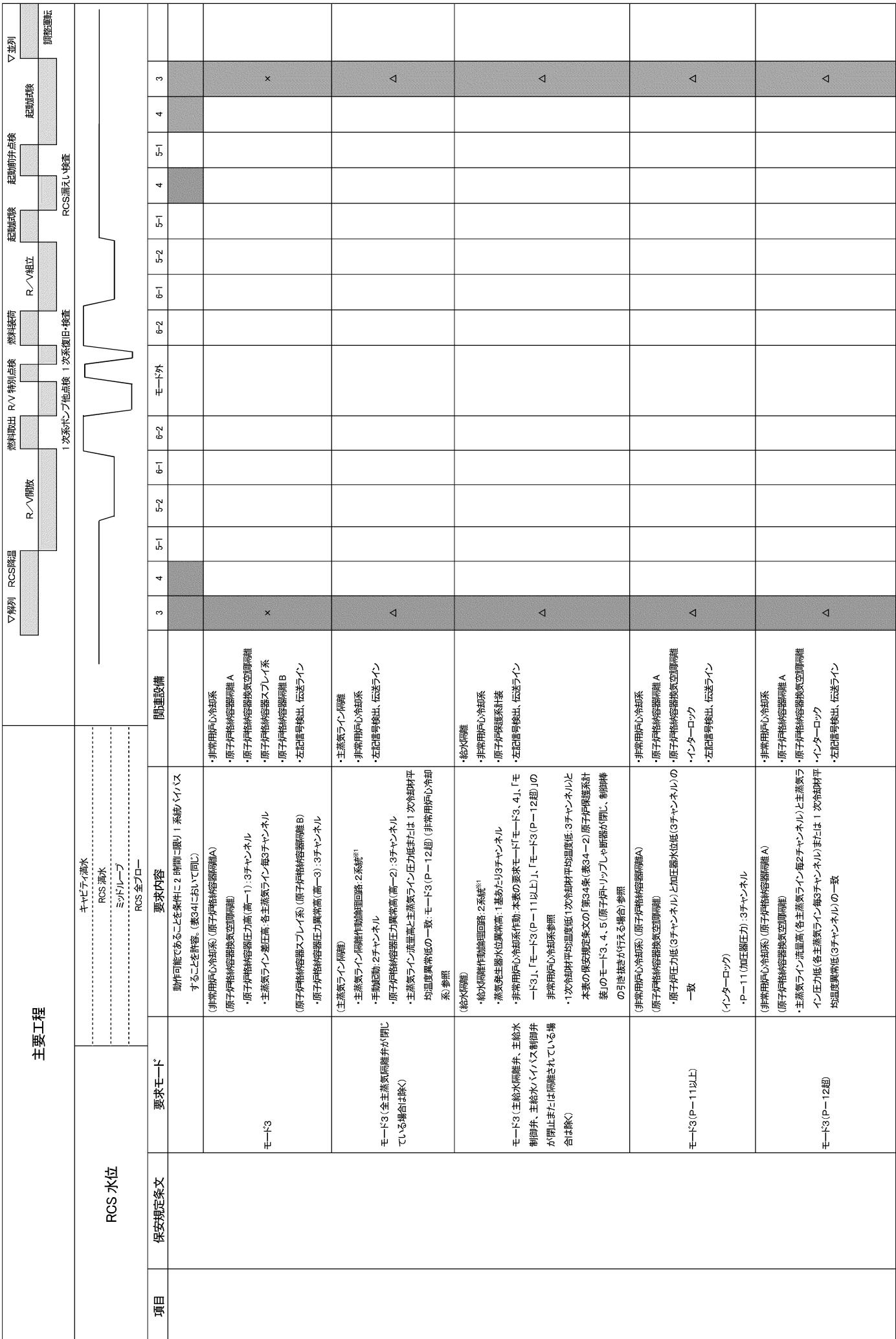
主要工程			RCS降温										起動試験		起動前点検	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		間連試験		燃料取出		R/V特別点検		起動試験		起動前点検		ア並列	
			(1) 加圧器水位・計器スパンの確認以下	(2) 所内常用計器から受電している加圧器ニードル式操作可能	・加圧器ヒータ	・加圧器ヒータ	×	×	R/V組立	R/V組立	起動試験	起動前点検	RCS漏えい検査	RCS漏えい検査	調査運転	
第43条 加圧器	モード3	モード3	・加圧器安全弁: 全てが動作可能 (3箇のうち1箇は 17.16MPa[表記]以下 他は 17.3 MPa[表記]以下)	・加圧器安全弁	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第44条 加圧器安全弁	モード3、4(1次冷却材温度 130°C 超)	モード3	・加圧器安全弁: 全てが動作可能 -3(および第85条の2 表85の2-2)の選択により制限も確認 ・加圧器逃げ弁元弁: 全てが動作可能	・加圧器逃げ弁 ・加圧器逃げ弁元弁	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第45条 加圧器逃げ弁	モード3	モード3	(1) 1~2台の加圧器逃げ弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃げ弁元弁が開閉状態 または (1-2) 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 動作可能である、高压注入ポンプ1台以下ポンプの切替 を行う場合 15分以内、充てん／高圧注入ポンプを2台選択 することを許容) および (3) 高圧タック全基が隔壁されていて、(高圧タック出口ホースの開閉部2を行なう場合、高圧タック圧力が1次冷却材圧力以下であることを含む、1基毎)隔壁解除を許容)	・加圧器逃げ弁 ・加圧器安全弁 ・充てん／高压注入ポンプ ・高圧タンク ・高圧タック	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第46条 低温冷却加圧防護	モード4(1次冷却材温度 130°C 以下。ただし加圧器逃げ弁が低圧設定となるまでの間を除く)、5、6(原子炉保護装置の蓋が開放されている場合)	モード4	・原子炉保護装置サブ水位計または漏液流量測定装置によつて測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力カバンダリから漏えいでないことが確認されていない漏えい率(未確認の漏えい率): 0.26m³/h 以下 ・原子炉保護装置サブ水位計または漏液流量測定装置によつて測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力カバンダリから漏えいでないことが確認されているが、次冷系統からの漏えい率: バウンダリ以外からの漏えい率: 2.3m³/h 以下 ・原子炉保護装置サブ水位計が動作可能	・原子炉保護装置サブ水位計 ・原子炉冷却材容器サンプル水位計 ・漏液流量測定装置	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第47条 1次冷却材漏えい率	モード3、4	モード3、4	・蒸気発生器細管漏えい監視 モード3、4(余熱除去系漏えい監視) 閉止している場合)	・蒸気発生器細管漏えい監視装置(蒸気発生器プローダウンモニタ) ニタが動作可能(プローダウンモニタにより監視ができる場合、または洗浄中を除く)	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第48条 余熱除去器細管漏えい監視	モード3、4	モード3、4	・次冷系統から余熱除去系への漏えいがないこと(余熱除去系の逃げ弁が開いていないこと)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の逃げ弁	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第49条 余熱除去器細管漏えい監視	モード3、4(余熱除去系漏えい監視) モード3、4(原子炉外リップしや断熱が剥離、制御棒の引き抜きが行える場合)	モード3、4(原子炉外リップしや断熱が剥離、制御棒の引き抜きが行える場合)	・原子炉保護系修理回路: 2系統 ・手动原子炉手動リセット ・中性子原動輻射中性子束高: 2チャンネル(中間強度中性子束高) 2チャンネルの動作可能であることを条件に、P-6 リセット	・原子炉保護系修理回路: 2系統 ・手动原子炉手動リセット ・中性子原動輻射中性子束高: 2チャンネル(中間強度中性子束高) 2チャンネルの動作可能であることを条件に、P-6 リセット	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
工学的安全措置 及び原子炉停止 系への作動信号 の発生機能																

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

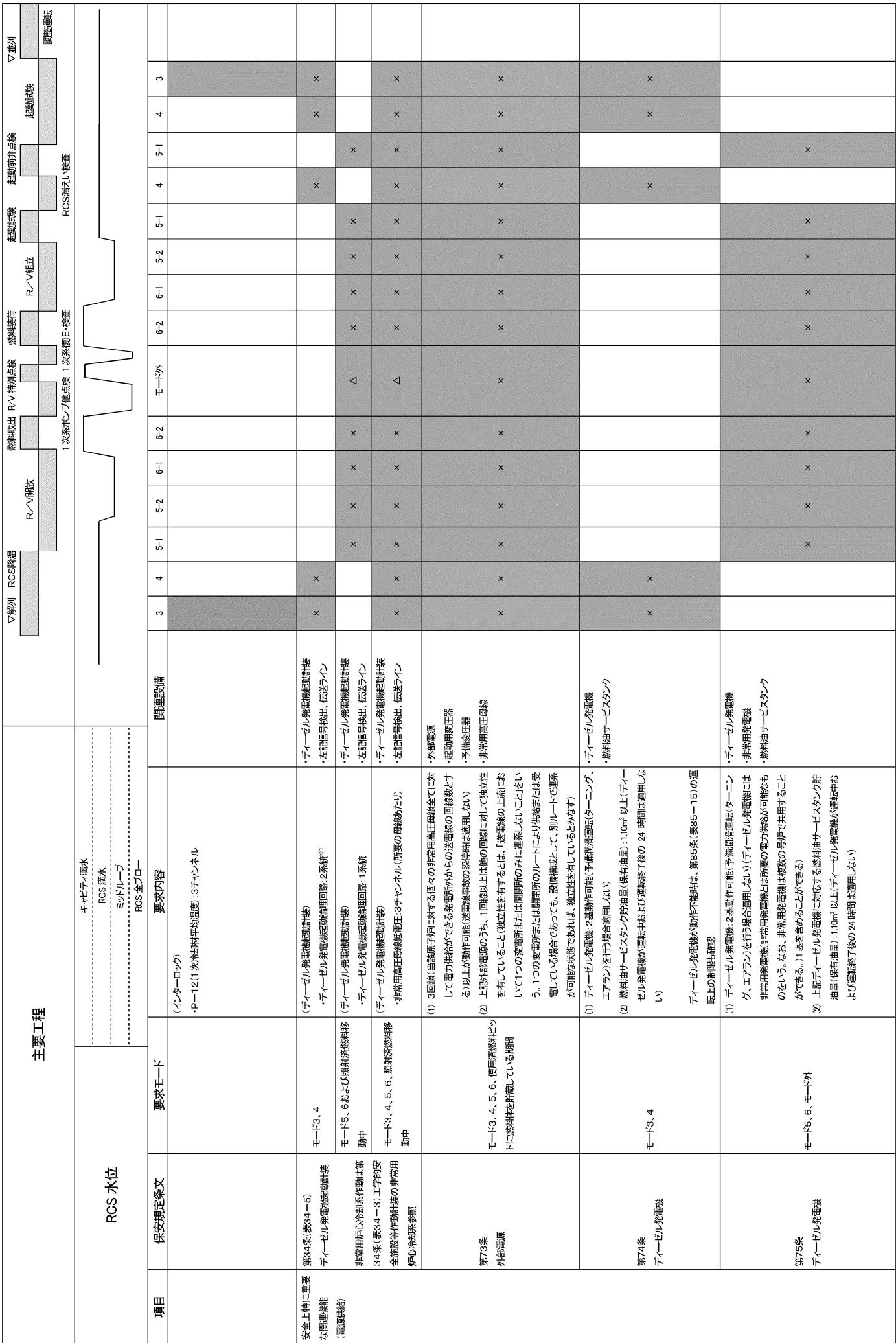
主要工程			△解列 RCS降温	RCS開放	R/V特別点検	燃料取出	R/V組立	R/V外	起動試験	起動前点検	△並列
ROCS 水位			キャビティ漏水 RCS漏水 ミドルーブ ROCS全ロード	1次系統オフ他点検 1次系統復旧・検査							調査運転
項目	保安規定条文	要求モード	要件内容	間連試験	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外
モード3、4、5(原子炉リップシャッターが開放されている場合)	モード6(原子炉冷却系容器内で燃焼移動中の場合)	モード6(原子炉冷却系容器内で燃焼移動中の場合)	・中性子源領域中性子束高・1チャンネル(監視機能のみ) ・中性子源領域中性子束高・2チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△				
モード3、4、5(原子炉リップシャッターが開放されている場合)	モード6(原子炉冷却系容器内で燃焼移動中の場合)	モード6(原子炉冷却系容器内で燃焼移動中の場合)	・中性子源領域中性子束高・1チャンネル(監視機能のみ) ・中性子源領域中性子束高・2チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△
第34条(表34-3)	工学的安全施設等作動計装	モード3、4	(非常用回心冷却系) ・非常用回心冷却系作動論理回路・2系統 ^{※1} ・手動起動・2チャンネル (原子炉冷却系容器スプレーネット) ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・手動起動・4チャンネル (原子炉冷却系容器断熱材A) ・原子炉冷却系容器断熱材A/作動論理回路・2系統 ^{※1} ・手動起動・2チャンネル ・非常用回心冷却系作動：上記非常用回心冷却系を参照	(工学的安全施設等作動計装) ・非常用回心冷却系 ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・左記信号検出、伝送ライン	x	x	x	x	x	x	x
			(原子炉冷却系容器断熱材B) ・原子炉冷却系容器断熱材B/作動論理回路・2系統 ^{※1} ・原子炉冷却系容器スプレーネット (原子炉冷却系容器断熱材A)・2次母線低電圧信号による隔離作動論理回路・2系統 ^{※1} ・原子炉冷却系容器断熱材Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離 ・原子炉冷却系容器断熱材A/上記原子炉冷却系容器断熱材A参照 ・非常用高圧母線低電圧・3チャンネル(1母線あたり) (原子炉冷却系容器断熱材) ・原子炉冷却系容器断熱材スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・左記信号検出、伝送ライン	(原子炉冷却系容器断熱材) ・原子炉冷却系容器断熱材スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・原子炉冷却系容器スプレーネット ・左記信号検出、伝送ライン	x	x	x	x	x	x	x

※1：原子炉冷却系論理回路の機能検査時ににおいて複数1系統が

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

				主要工程																															
				RCS降温					燃料取出 R/V特別点検					起動試験		起動前点検																			
				R~開放		R/V組立			燃料装荷		R/V組立			起動試験		起動前点検																			
				1次系統冷却水系			2次系統冷却水系			3次系統冷却水系			調査運転		ア並列																				
				RCS漏えい検査					RCS漏えい検査																										
RCS 水位		RCS 全ロード		ミドループ										RCS漏えい検査		RCS漏えい検査																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	間連試験										RCS漏えい検査		RCS漏えい検査																			
第6条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外	ディーゼル発電機の燃料油やう油量(保有油量)： 車上の制限も確認	*ディーゼル発電機燃料油やう油量(保有油量)： 226m ³ 以上										*ディーゼル発電機燃料油やう油量(保有油量)： 35m ³ 以上※		*ディーゼル発電機燃料油やう油量(保有油量)： 35m ³ 以上※																			
			*所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量)： 以上※	*ディーゼル発電機燃料油やう油量(保有油量)： 35m ³ 以上※										*ディーゼル発電機燃料油やう油量(保有油量)： 35m ³ 以上※		*ディーゼル発電機燃料油やう油量(保有油量)： 35m ³ 以上※																			
非常用直流電源		モード3、4	燃料油やう油量を確認する場合は、第85条(表85-15) の運転上の制限も確認											*		*																			
第7条 非常用直流電源	モード3、4	モード3、4	非常用直流電源、2系統蓄電池(安全防護系用)および充電器 (充電器または後備充電器)が動作可能											*非常用直流充電器		*非常用直流蓄電池																			
			蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制 限も確認											*後備充電器		*後備充電器																			
第8条 非常用直流電源	モード5、6、照射済燃料移動中	モード5、6、照射済燃料移動中	蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制 限も確認											△		△																			
			次の所が非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間 は適用しない)											*非常用高圧母線		*非常用低圧母線																			
第9条 所用非常用母線	モード3、4	モード3、4	*2つの非常用高圧母線											*非常用直流水母線		*非常用器具用母線																			
			*2つの非常用低圧母線											*4つの非常用母線		*4つの非常用母線																			
第80条 所用非常用母線	モード5、6、照射済燃料移動中	モード5、6、照射済燃料移動中	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電している こと(電源の自動切替の間は適用しない)											*非常用高圧母線		*非常用低圧母線																			
			*非常用直流水母線											*非常用器具用母線		*非常用直流水母線																			
安全上特に重要な 装置運転能		モード3、4		原子炉補給冷却水系・2系統動作可能										*原子炉補給冷却水系		*																			

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

			主要工程	RCS除温	△解列	RCS除温	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	起動試験	起動前点検	起動試験	起動前点検	△並列		
項目	保安規定条文	要求モード	要件内容	間連試験										調査運転		
(海水系炉地)			原子炉機冷却海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
第68条 原子炉機冷却海水系	モード3、4		・原子炉機冷却海水系: 2系統動作可能 原子炉機冷却海水系: 制限も確認	×	×									×	×	×
第68条の2 津波防護施設	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している際開		・取扱説明データ: 2系統(機能はクラッチのデータ下機構)のデータ落ト機能により動作可能(遠隔停止信号により)、データが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、開止しているデータについては、動作可能とみなす) ・潮位計-3台が動作可能(潮位計による潮位の範囲、潮位変化量の測定もしごくこと)の表示、警報の発信ができること ・衛星電話(津波防護用): 4台(△中央制御室およびB 中央制御室で各々台をいう。また、衛星電話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と運用するものを A 中央制御室および B 中央制御室で各々台含めることができる)が動作可能 衛星電話(津波防護用)と運用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条(表85-20)の趣旨の制限も確認	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
安全上特に重要な部屋 (制御用空気系)	モード3、4		・格納罐群制御用空気圧力(母管圧力: 0.56MPa(g))以上	×	×								×	×	×	×
安全上特に重要な部屋 (制御用空気系)	モード3、4		(中央制御室:非常用循環系計装) ・中央制御室:非常用循環系(循環路: 所要の中央制御室が非常用循環系につき)系統(原子炉系系統)の機能検査時ににおいて残り1系統が動作可能であることを条件に2時間に限り1系統がパスすることができる) ・手動起動: 所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル非常用用冷却系(自動は第34条(表34-3)工学的的安全施設等動作装置の非常用用冷却系)を動作可能(中央制御室あたり)中央制御室非常用循環系: 2系統動作可能(中央制御室あたり)の運転上の制限も確認	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第70条 中央制御室非常用循環系	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射熱移動中		・中央制御室非常用循環系	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程			項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	間連設備	燃料取出 R/V特別点検 R/V組立	起動試験 起動前点検	ア並列 調査運転
RCS 水位			制御室外からの 安全停止機能	モード3	・もう駆けいこブ ・加圧器王力	・光てん・高圧主水ドンブ ・加圧器後備ニーダ ・抽出式オリフィス隔壁弁 ・海水ポンブ ・原子炉冷却給水ポンブ ・電動補助給水ポンブ ・加圧器水位 ・蒸気発生器水位(伝感) ・蒸気発生器王力 ・中性子束(中性子原源領域) ・次塗油圧力(伝感) ・次塗油温度(伝感)(低温側)	・中央制御室外原子炉停止装置 ・左配管信号検出 伝送ライン	×		
			第34条(表34-1) 中央制御室外原子炉停止裝置	モード3, 4	モード4	・もう駆けいこブ ・加圧器王力 ・海水ポンブ ・原子炉冷却給水ポンブ ・電動補助給水ポンブ ・加圧器水位 ・蒸気発生器水位(伝感) ・蒸気発生器王力 ・中性子束(中性子原源領域) ・次塗油圧力(伝感) ・次塗油温度(伝感)(低温側)	・中央制御室外原子炉停止装置 ・左配管信号検出 伝送ライン	×	×	×
			事故時のプラン 火状態監視機能			・余熱除去ポンブ (1次塗油系計装) ・1次塗油圧力:2チャンネル ・加圧器水位:2チャンネル ・1次塗油温度(伝感)(常温側):3チャンネル ・1次塗油温度(伝感)(低温側):3チャンネル (化学供給循環系計装)※ ・ほう膨クンク水位:2チャンネル (生産水おひ給水、補助給水系計装)※ ・蒸気ライン圧力:2チャンネル(各ライン) ・復水タワー水位:2チャンネル ・蒸気発生器水位(伝感):3チャンネル ・蒸気発生器水位(伝感):2チャンネル(各SG) ・補助給水流量:3チャンネル (燃料取扱目次系計装)※ ・燃料取扱用大タンク水位:2チャンネル (原子炉給水器監視計装)※ ・格納容器水位(伝感):2チャンネル ・格納容器水位(火候):2チャンネル ・格納容器内圧力:2チャンネル ・格納容器内温:2チャンネル ・格納容器内温:2チャンネル(低レシジ):2チャンネル ・格納容器内温:2チャンネル(高レシジ):2チャンネル (原子炉給水系計装)※ ・原子炉給水火候計装)※ ・制御用空気圧力:2チャンネル (安全注入系計装)※	・事故時監視計装 ・左配管信号検出 伝送ライン	×	×	×
			第34条(表34-4) 事故時監視計装	モード3						

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

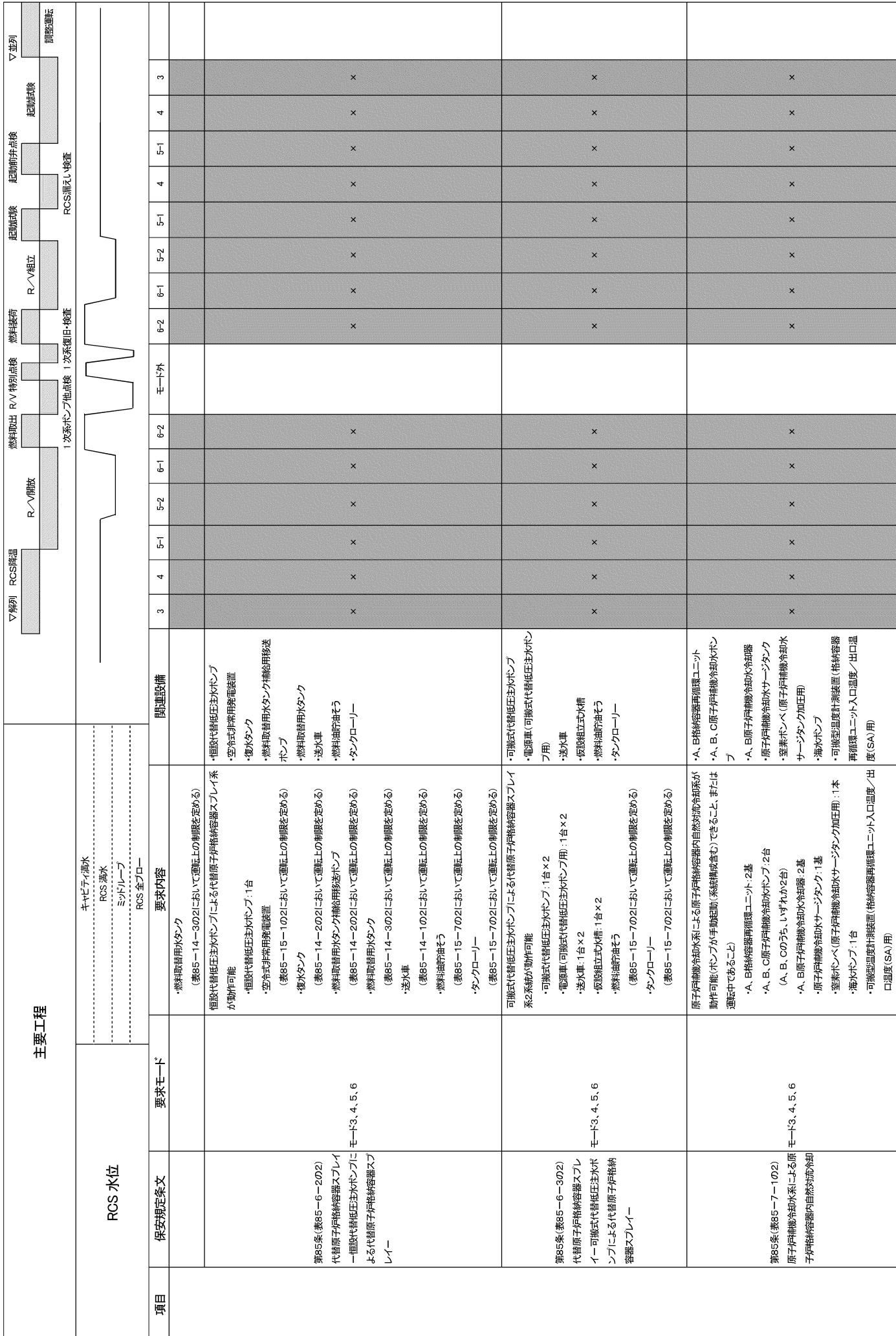
		主要工程		RCS水位										
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	間連試験					RCS特別点検	燃料取出	R/V特別点検	起動試験	起動前点検	△解列
重大事故等対処設備	第85条(表85-3-1の2) 1次冷却系のフィードアンドブリード	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・高圧安全注入流量: 2チャンネル ・低圧安全注入流量: 2チャンネル ※: 各計装が動作不能時は、第85条(表85-16)の運転上の制限を確認	(1) 高圧主水系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧器給水弁3台による1次冷却系系統の減圧系が動作可能 ・充てん／高圧注入ポンプ ・加圧器逃がし弁、3台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める)	x	△								△
第85条(表85-4-1の2) 炉心注水 - 非常用炉心冷却系 -	モード3、4、5、6	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧主水系が、系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 低圧主水系が、系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・充てん／高圧注入ポンプ、1台 ・余熱除却ポンプ、1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表85-4-2の2) 炉心注水 - 高圧注入系 -	モード3、4、5、6	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧タック(もう素温度: 28000ppm 以上) (2) 高圧タック(もう素水量(有効水量): 29.0m ³ 以上(1基あたり)) (3) 高圧タック圧力: 4.04MPa[gage]以上 (モード3(1次冷却材圧力: 0.98MPa[gage]以上の場合) (4) 高圧タック圧力: 1.0MPa[gage]以上 (モード3(1次冷却材圧力: 0.89MPa[gage]以下の場合)、4、5、6の場合) (5) 高圧タック出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができるること) (6) 高圧タック: 3基 (モード3(1次冷却材圧力: 6.89MPa[gage]超の場合) (7) 高圧タック: 2基 (モード3(1次冷却材圧力: 6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5、6の場合)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

				△解剖 RCS降溫	RCS開放	R/V特別点検	燃料取出	R/V組立	起動試験	起動前点検	△並列
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	間連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外
RCS 水位			*A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS運転用) 1台 *A格納容器スプレイ冷却器 1台 *A格納容器スプレイポンプ/格納容器再循環サンプル入口隔離弁:1台 *格納容器再循環サンプルポンプ:2基※ *格納容器再循環サンプルスクーン:2基※ *余熱除去ポンプ(海水冷却):1台 *C充てん／高圧主入出力ポンプ(海水冷却):1台 *大容量ポンプ (表85-7-2-2)において運転上の制限を定める) *空冷式常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) *燃油油圧ポンプ (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) *A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS 運転用) を用いる再循環用 基および B 余熱除去ポンプ(海水冷却)を用いる再循環用 基 (1) 壓素ポンベ 加圧器過がし弁動作用(または可搬式空気圧縮機 加圧器過がし弁動作用)を使用した加圧器逃がし弁による 1次格納系の減圧系が動作可能 (2) 可搬型 ハーテリ 加圧器過がし弁用)を使用した加圧器逃がし弁による 1次格納系の減圧系が動作可能 *窒素ポンベ 加圧器過がし弁動作用:2本 (1セット2本)(A系統1本、B系統1本) *可搬式空気圧縮機 加圧器過がし弁動作用:2台 (1セット2台)(A系統1台、B系統1台) *可搬型 ハーテリ 加圧器逃がし弁用:1個 *空冷式常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) *可搬式空氣源器 (表85-15-5の2)において運転上の制限を定める) *燃油油圧ポンプ (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) 原子炉格納容器スプレイ系 よう素除去薬品タンクを除くの1系 統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できるに と *格納容器スプレイポンプ:1台								
主要工程			RCS全ロード ミドループ RCS漏水 キャビティ漏水	1次系統オフセット検査 1次系統復旧検査 RCS漏えい検査							

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

				主要工程													
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	間連試験					燃料取出 R/V特別点検					起動試験		起動前点検	ア並列
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			(表85-16-1の2)において運転上の制限を定める)														
			大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで2系統が動作可能)	大容量ポンプ													
			・大容量ポンプ: 各1台×2(3号炉および4号炉)の合計所要数)	・A、B格納容器再循環ユニット													
			・A、B格納容器再循環ユニット	・燃料油油圧そう													
			(表85-17-1の2)において運転上の制限を定める)	・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入ロ温度(SA)用)													
			・燃料油油圧そう	・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット出ロ温度(SA)用)													
			(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・タクローー													
			・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	・C充てん／高压注入ポンプ(海水冷却)													
			(表85-16-1の2)において運転上の制限を定める)	・空気式非常用送電装置													
			・余熱除去ポンプ(海水冷却)														
			(表85-4-6の2)において運転上の制限を定める)														
			・C充てん／高压注入ポンプ(海水冷却)														
			(表85-4-6の2)において運転上の制限を定める)														
			・空気式非常用送電装置														
			(表85-15-10の2)において運転上の制限を定める)														
			・余熱除去ポンプ(海水冷却)														
			(表85-4-6の2)において運転上の制限を定める)														
			・C充てん／高压注入ポンプ(海水冷却)														
			(表85-4-6の2)において運転上の制限を定める)														
			・空気式非常用送電装置														
			(表85-15-1の2)において運転上の制限を定める)														
			・モードおよび4号蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ(1系統)による蒸気発生器への給水系(本体に限る)が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	・電動補助給水ポンプ ・タービン動捕助給水ポンプ ・タービン動捕助給水ポンプ ・弁手動操作													
			または	・蒸気発生器 ・復水タンク													
			(2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン動捕助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系(1系統)動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること。タービン動捕助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転係り調整を行っている場合は運転上の制限(は適用しない)。タービン動捕助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む)	・空気式非常用送電装置 ・燃料油油圧そう													
			モード3、4(蒸気発生器が熱除去のため)に使用されている場合)	・タービン動捕助給水ポンプ: 2台 ・タービン動捕助給水ポンプ: 1台 ・蒸気発生器: 3基 ・復水タンク													
			(表85-8-1の2)において運転上の制限を定める)	・空気式非常用送電装置 ・燃料油油圧そう													
			・冷却(淡水)														